



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

# 協会だより

Vol.153  
12月号

〒320-0043  
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F  
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017  
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

## 令和6年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 仲田理事が「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞

当協会の仲田陽介理事が、長年にわたり会員の資質向上や適正処理の推進に努め、産業廃棄物業界の発展と循環型社会の形成に寄与されたことが評価され、令和6年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されました。

環境大臣表彰式典は、11月15日に岐阜県岐阜市の岐阜グランドホテルにて開催された「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の中で執り行われました。



【表彰される仲田理事】



【仲田理事】

### < 功績内容 >

仲田理事は、当協会青年部立ち上げに尽力し、部長として長年にわたり青年部運営の重責を果たしてこられました。平成27年には青年部協議会長として全国の青年部を牽引し地域の枠を超えて廃棄物処理業界の向上に努めました。長年の経験と実績が評価され、平成26年に公益社団法人栃木県産業廃棄物協会（平成29年5月、公益社団法人栃木県産業資源循環協会に名称変更）理事に就任。現在、適正処理・調査研究委員会の副委員長として委員長を補佐しながら、協会員の適正処理の推進や資質向上に務めるなど、協会の運営に尽力されております。

自社の仲田総業株式会社におかれましては、平成30年代表取締役役に就任。産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬業及び中間処理業、建築物解体工事、機密文書出張細断サービスなど総合的なサービスを提供するほか、「エコキーパー事業所」や「環境にやさしい優良企業」等の認定を受けるなど、環境に配慮した事業所づくりに率先して取り組んでおられます。また、地域貢献の一環として、事業所の組織力や技術力などの特徴を活かし、事業所も地域の一員として防災活動に協力することを目的とした「宇都宮市防災協力事業所等登録制度」に登録。令和元年東日本台風による被災時には、甚大な被害を被った地域全体を支え、日常生活の早期復旧に尽力されました。

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制、再使用、再生利用、熱回収の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的としています。本年度は仲田理事をはじめ、全国で28名の産業廃棄物処理業関係者が、循環型社会形成推進功労者として受賞されました。

## 第 77 回理事会を開催

11月20日(水)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第77回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

### 【決議・協議事項】

1. 賀詞交歓会の開催  
令和7年1月23日、宇都宮市内の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催することとなりました。
2. 労働安全衛生に関する研修会の開催  
令和7年2月13日、宇都宮市内のパーティにおいて開催することとなりました。

### 【報告事項】

1. 令和6年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の受賞  
仲田理事が受賞されたほか、11月15日、岐阜県岐阜市の岐阜グランドホテルにおいて開催された全国大会で表彰式が行われたことを報告しました。
2. トップセミナーの開催  
12月3日、宇都宮市内の栃木県総合文化センターにおいて開催予定の概要等について報告しました。
3. 反社会的勢力排除のための研修会の開催結果  
9月24日に栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告しました。
4. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修  
10月22日～23日、鳥取県境港市の三光(株)において開催した概要等について報告しました。
5. 日光杉並木保護基金への寄付に対する感謝状贈呈式  
10月25日に栃木県庁において開催された概要等について報告しました。
6. 関東地域協議会の開催結果  
11月8日に埼玉県さいたま市のパレスホテル大宮において開催された概要等について報告しました。
7. 会員の異動  
入会及び代表者変更等した会員があり、11月12日現在の正会員は199社、賛助会員は22社、合計221社であることを報告しました。
8. 今後の日程  
主な今後の行事予定について報告しました。
9. 協会青年部 活動報告  
直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和6年12月1日現在、正会員199社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

### 【青年部】視察研修会を実施

11月11日(月)、視察研修会のため、新潟県新潟市の青木環境事業株式会社と株式会社大橋商会への視察を行い、福田部会長をはじめ10名が参加しました。

○青木環境事業株式会社（新潟市北区島見町 3268 番地 15）

新潟県下最大規模の廃棄物焼却プラントを活かし、多種多様な廃棄物を適切に処理。廃棄物の焼却熱を利用して発電を行い、社内の電力として使用するほか、既設の水素ステーションに供給し、水素の製造に利用。製造した水素は、燃料電池フォークリフトの燃料として活用するなど、大幅なCO2削減に取り組んでおります。

○株式会社大橋商会 東港工場（新潟市北区太郎代御城山 787 番地 1）

産業廃棄物の収集運搬・中間処理、鉄非鉄の卸販売を主な事業として、SDGs への取り組み、リサイクルの推進を行っております。回収した木くずは99%以上が再利用されバイオマス発電に利用されているほか、フロンガスの回収・破壊を行っており、県下最大級の破壊施設を保有しております。



【青木環境事業(株) 説明風景】



【(株)大橋商会 集合写真】

### 賀詞交歓会の開催について

令和7年の新春にあたり会員相互の交流を深めるため、賀詞交歓会を開催いたします。参加を希望される方は、協会事務局までお問い合わせください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和7年1月23日(木) 17:30～19:00 (17:00 受付開始)
2. 場所 宇都宮東武ホテルグランデ 松柏(4F)  
宇都宮市本町5-12 TEL028-627-0111
3. 会費 1人 11,000円(税込) (2人目から5,500円(税込))

### 産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会の開催について

循環型社会の形成とサーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に向けて、産業廃棄物処理業者の果たす役割はますます重要になっています。このため、主として県内の産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催いたします。

参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日時 令和7年1月27日(月) 14:00～(13:30 受付開始)
2. 場所 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野町7-66 TEL028-636-2121
3. 内容 「サーキュラーエコノミー時代の廃棄物処理に向けて  
～産業廃棄物処理業への期待(動静脈連携、品質確保、情報公開など)～」  
講師：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 調査認証チーム 山脇 敦 氏
4. 定員 400名(先着順)
5. 参加費 無料

スキルアップを考えている  
方に必須の試験です



# 産業廃棄物処理検定

## 廃棄物処理法基礎



産業廃棄物処理検定のマスコット  
「てき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

**試験問題は** 公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。  
2024年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

**この検定に合格すると...**

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和6年度から「CBT方式の試験」で行います。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

**試験実施期間**

第7回 令和6年9月9日(月)～9月29日(日) (申込期間) 令和6年8月5日(月)～8月26日(月)  
第8回 令和7年2月12日(水)～3月5日(水) (申込期間) 令和7年1月8日(水)～1月29日(水)  
※受験日時については、試験実施期間内で、受験者が選べます。

**試験会場**

全国約360のテストセンター  
にある最寄りの会場から  
受験できます。

**受験料**

**9,900円(税込)**

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



**申込方法**

インターネット(Web)受付のみ  
弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申し込いただけます。

**受験資格**

どなたでも受験可能

**出題形式**

CBT方式 60問(択一、選択式)

**試験時間**

75分

**試験結果**

即時判定

**試験形態**

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

**全国産業資源循環連合会**

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail: [ability-as@zensanpairen.or.jp](mailto:ability-as@zensanpairen.or.jp)

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2024.04



## 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

### ○非有害な e-waste もバーゼル条約の対象に

有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約の附属書の一部が、2022年に改正され、2025年7月から効力を生じます。

今回の改正により、鉛などの有害物質を含まない電気・電子機器廃棄物についても、規制対象になります。開発途上国が、電子・電気機器廃棄物の墓場となり、深刻な環境汚染が発生していることに対応するものです。しかし、金属スクラップは途上国にとって重要な資源であり、過剰な規制は国際的な資源循環を阻害するおそれもあります。そこで、環境省は、バーゼル法非該当判断基準を作成しました。環境汚染防止と資源循環のバランスは難しいですが、規制強化の流れは変わりません。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_03875.html](https://www.env.go.jp/press/press_03875.html)

<https://www.env.go.jp/content/000259914.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年11月18日掲載)

### ○環境省のヤード環境対策検討会

2024年10月16日、環境省は「ヤード環境対策検討会」の第1回を開催し、再生資源物の保管状態に関する規制見直しの議論を開始しました。

廃棄物処理法の規制対象は廃棄物であり、有価物の保管については対象外です。しかし、家電・小型家電リサイクル法の対象となる電子・電気機器については、屋外保管による環境影響を考慮し、平成29年改正により一定の届出が必要とされています。しかし、金属スクラップ等の再生資源については規制が存在しないため、各地で火災や環境汚染などのトラブルが発生しているため、一部自治体において上乘せ条例が制定されています。今回の検討会では、実態調査を行った上で、国としての規制の在り方を検討していくことになるでしょう。

[https://www.env.go.jp/recycle/ill\\_dum/post\\_70\\_00001.html](https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70_00001.html)

<https://www.env.go.jp/content/000258518.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年11月11日掲載)

### ○再生・バイオマスのマスマランス方式活用

環境省は、2024年9月26日、「プラスチック資源循環におけるマスマランス方式の活用に関する基本的な考え方」を公表しました。

プラスチックの資源循環を進めるうえで、製品に100%再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用にすることは困難です。また、原料の段階で再生プラスチックが一部使用され、さらに複数の原料を混合使用して最終製品を製造する場合、最終製品にどの程度の再生プラスチックが入っているか、厳密な割り当ても困難です。そこでその割り当て方法について、マスマランス方式が使われることとなります。今回公表された考え方では、1. 環境効果の把握、2. 環境価値の適正な管理、3. 適切な表示・コミュニケーションの3つの要素が重要であると指摘されています。外部専門家への相談、認証制度の利用などが提案されています。環境効果及び環境価値の測定は困難であり、これを把握するために制度がどんどん複雑化していくことは、製造者にとっても消費者にとっても、理解しにくくなっているように思います。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_03754.html](https://www.env.go.jp/press/press_03754.html)

<https://www.env.go.jp/content/000254454.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年11月5日掲載)

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、廃棄物処理施設の「アセス」についてでした。では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物処理施設設置にかかわる生活環境影響調査において、廃棄物処理法上の規定としては、調査が必ずしも必要ではない組み合わせとして正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設の設置に際し、騒音及び振動の調査を行った。
- (2) 廃油の焼却施設の設置に際し、煙突から排出される排ガスの調査を行った。
- (3) 最終処分場の設置に際し、廃棄物運行情車の搬出入に係る騒音及び振動の調査を行った。
- (4) 最終処分場の設置に際し、周辺に生息する希少動植物への影響調査を行った。
- (5) 最終処分場の設置に際し、掘削に伴い下流井戸の水位低下に関する調査を行った。

### 【解説】

産業廃棄物処理施設の設置については、法第15条で規定している。

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合の設置許可手続きについては、法第8条及び法第8条の2各項目や、これを受けた政省令で具体的に規定しており、産業廃棄物処理施設とほぼ同様の規定である。しかし、処理施設の種類の種類がそもそも異なっていることから、一般廃棄物と産業廃棄物では違った内容のものもある。

廃棄物処理法で処理施設設置許可申請の際に義務付けているのは、「生活環境影響調査」であり、いわゆる「ミアセス」と呼ばれるものである。

一定規模以上の最終処分場は「環境影響調査法（通称「アセス法」）」の対象となる。また、自治体が独自に制定しているアセス条例で焼却施設などを対象としている場合も多い。

これらは「本格アセス、フルアセス」と呼ばれることが多い。

「生活環境影響調査（ミアセス）」は、設置者への過度な負担がかからないように、省令第11条の2により「大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水」の6項目が明示されている。

「アセス法」「アセス条例」にかかる場合は、これらの項目の他に動植物や景観などが加わる。

よって、現実には最終処分場や焼却施設の設置にあたっては、動植物や景観等の項目が要求される場合が多いが、法第15条許可の際の生活環境影響調査においては、動植物等への影響については法的に必要な要件ではない。

もちろん、事業者が影響が考えられる項目について自主的に行うことは望ましいことであり、これを妨げるものではない。

正解（4）

処理施設を所有、管理している方はご承知のことと思いますが、アセスは「大変」です。破碎処理施設の時に求められるミアセスでさえ、新規設置の時などは1年程度はかかるでしょう。ましてや、動植物項目まで求められる本格アセスとなると確実に2年以上はかかります。年間に亘って影響を調査しなければならず、結果が出てもそのデータ整理やデータの公告縦覧等も時間を要します。調査の結果天然記念物のイヌワシが営巣していたなどとなると、事業実施はまず不可能になります。まあ、そうならないためにも入念な事前調査が求められる訳ですが。

～廃棄物処理問題～

さて、このところ処理施設関連の専門的、マニアックな問題が続きましたので、多くの方の実務に関係するような問題に移りましょう。

- Q、委託者が有している産業廃棄物に関する情報について、委託契約に含まれるべき事項として法令で規定されているものには○、法令では規定されていない事項には×を付けなさい。
- a 産業廃棄物の性状
  - b 産業廃棄物の荷姿
  - c 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - d 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - e 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

【解説】

委託契約に含まれるべき事項は、省令第8条の4の2各号に規定されているが、第6号において委託者が有している産業廃棄物に関する情報で、委託契約に含まれるべき事項として次のとおり規定されている。

イ	当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
ロ	通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
ハ	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ニ	当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（注） (1) 廃パーソナルコンピュータ、(2) 廃ユニット形エアコンディショナー、(3) 廃テレビジョン受信機、(4) 廃電子レンジ、(5) 廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機
ホ	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
ヘ	その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

正解 全て○

「産業廃棄物の性状を一番知っている人物は誰か？」立て前かもしれませんが、それは「排出者」なんですね。協会員の皆さんなら実感しているかも知れませんが、受け手の業者は廃棄物処理法については知識は豊富かもしれませんが、具体的な廃棄物の状態を知っているのは、その廃棄物を出している人物ですよ。産廃が出てくる工程も原料も判っているはずですから。受け手の業者は、「その産廃」にどんな成分がどの程度入っているか、なんて知らない訳です。そこで、委託契約書には処理するときに必要な情報を契約書にちゃんと記載しなければならないと規定しているんですね。

今回の宿題は真面目に取り組んでいただいている方へのサービス問題です。

宿題Q



産業廃棄物の運搬に係る委託契約書に含まれる事項として、「委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報」がある。その中の事項の一つとして規定されている「日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項」を適用するとしている物品でないものは次のうちどれか。

- (1) 廃ファンヒーター
- (2) 廃電子レンジ
- (3) 廃電気冷蔵庫
- (4) 廃パーソナルコンピュータ
- (5) 廃衣類乾燥機

# ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## 自転車の危険な運転に新たな罰則

道路交通法が改正され、11月1日から、自転車の運転中に停止している間を除いて、携帯電話を使用する「ながら運転」や酒気帯び運転が禁止され、罰則が強化されています。

報道によると、栃木県警は初日から取締りでの検挙がありました。栃木市内で、アルコール検知要請を拒んだとして、道路交通法違反（飲酒検知拒否）容疑で現行犯逮捕されたそうです。



**自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化**

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転 ダメ!!

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および幫助（ほうじょ）
【違反者】6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	【違反者】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合 →1年以下の懲役または30万円以下の罰金	自転車の提供者 →3年以下の懲役または50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者 →2年以下の懲役または30万円以下の罰金

～ワンポイント安全衛生～

今年も年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。

この中にも、「自転車の罰則強化」が含まれています。

なお、自転車の交通違反に交通反則切符（青切符）を交付する改正道路交通法が参院本会議で可決・成立しました。

令和8年から、16歳以上の運転者による信号無視や一時停止無視、スマホを使用しながらの運転など113種類の違反行為が（青切符）対象となります。

（栃木市 HP）



子どもと高齢者の交通事故防止

飲酒運転等の根絶

自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

**自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底**  
**守りましょう！ 自転車安全利用五則**

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	信号点では信号と一時停止を 守って、安全確認	夜間は ライトを点灯	飲酒運転は 禁止	ヘルメットを 着用
-----------------------------	---------------------------	---------------	-------------	--------------

**道路交通法改正**（令和6年11月1日施行）  
**自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」 罰則強化**

出典：「自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化」（警視庁）

「自転車に関する道路交通法の改正について」（栃木市）

「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」（栃木県、栃木県交通安全対策協議会）

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

## ～会社訪問～

《会社訪問》今回は、正会員の **有限会社小山環境美化センター** を訪問しました。

### 1 会社概要

会社名：有限会社小山環境美化センター 代表取締役 上野 明宏

本店：栃木県小山市高橋 1242

TEL 0285-49-0149 FAX 0285-49-0222

ホームページ <https://oyama-bika.com>

設立：昭和 51 年 4 月 1 日 従業員 23 人

### 2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業  
栃木県（00900078807）、埼玉県（01100078807）
- 一般廃棄物収集運搬業  
栃木県小山市（小山市令環第 1-2 号）  
栃木県下野市（下環第 5-3 号）  
栃木県野木町（野木町指令生 第 10 号）
- エコアクション 21（0000664）
- とちぎ SDGs 推進企業（栃振セ第 131 号）

### 3 企業理念・企業方針

当社の経営方針である「明るい街、住みよい郷土を作ります」に基づき、地域社会の環境保全、美化に努める事により、信頼される会社の組織になることを目標としております。

### 4 会社から一言

当社は、設立 49 年の長きにわたり栃木県小山市を中心に廃棄物収集運搬を行い、地域の環境美化保全に邁進してまいりました。市民のみならず様々な事業所から発生する廃棄物の種類は年々多様化し、処理につきましても細分化されております。廃棄物処理を正確に行い、地域環境の安全安心を守り美しい街づくりへ貢献してまいります。

これからも有限会社小山環境美化センターは、SDGs・エコアクションを推進し環境に配慮してまいります。法令を遵守しサービス向上を目指し地域の一員として地域のため出来ることを考え全力で行動していきます。



### 《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ マニフェストの記載あれこれ



今回は、排出事業者（建設業）の方からマニフェストの記載方法について、御相談がありましたので御紹介します。

（質問 1）

貴協会からマニフェストを購入し、連番で印字して利用していますが、打ち間違いがありあらかじめ記載されている交付番号が欠番になるが問題ないですか。

（回答 1）

この番号は、当協会ですぐに販売したものなのか販売後にわかるように記載させていただいているもので、欠番になっても問題はあります。

（質問 2）

当社ではあらかじめ印字されている番号の他に、連番で整理番号を付けて管理していますが、この番号も欠番になるがこれも問題はないですか。

（回答 2）

欠番になっても番号が記載してあれば、問題はあります。しかし、この番号は、たぶん廃棄物処理法施行規則第 8 条の 21 に基づく法に定める交付番号にあたるものに該当すると思われるので、収集運搬業者、処分業者の方にはあらかじめ欠番になることを伝えておくか、追加記載事項欄に、前の番号は欠番であることを記載しておくが良いと思います。

（質問 3）

印字にミスがあり二重線で消すと欄がいっぱいになって修正する文字が書けなくなっていますが、このようなものを利用することはできませんか。

（回答 3）

建設六団体副産物対策協議会のマニフェストであれば、右下に追加記載事項欄がありますので、このスペースを利用するはいいがでしょうか。また、公益社団法人全国産業資源循環連合会のものであれば、スペースは小さいのですが右中段に備考・通信欄がありますので、このスペースを利用して間に合えば利用することは可能だと思います。

（質問 4）

産業廃棄物の処理を委託する時にはマニフェストにあらかじめ数量を記載して発行しますが、処分場で台貫に乗せて正確な数量が出ます。この台貫の値に応じて料金の支払いもしているので、マニフェストに記載する数量は記載せず処分場で記載することはできないでしょうか。

（回答 4）

マニフェスト交付時に記載するこの数量は、廃棄物処理法第 12 条の 3 に定められている記載項目であり、マニフェスト交付時に記載しなければなりません。台貫の値も管理するのであれば、回答 3 で説明したスペースに記載して管理するはいいがでしょうか。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

（主な事業）

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

（その他）

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

事業者  
の皆様

# 冬季の省エネ

に取り組みましょう

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、  
毎日、家庭約12万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

## 暖房の対策と省エネ効果

### 暖房



省エネ効果

- ☑ 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、空調を停止する。

約3%

約2%

## 照明の対策と省エネ効果

### 照明



省エネ効果

- ☑ 可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする（省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値）。
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、消灯する。

約8%

約3%

## OA機器の対策と省エネ効果

### 機器



省エネ効果

- ☑ 長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。

約4%

## 給湯器の対策

### 給湯器

- ☑ 給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのもも検討する。

## その他の対策

### 自動車

- ☑ 自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践する。（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない等）

### 便座

- ☑ 温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。

### 電気ポット

- ☑ 使わないときは、電源をオフにする。

※省エネ効果は一日間のオフィスでの電力使用量に対する省エネ効果の概算値で、地域・時間帯による違いを考慮に入れた全国平均の値です。地域・時間帯により省エネ効果は変動します。

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。企業には省エネ設備への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

省エネポータルサイト



栃木県気候変動

適応  
センター

通  
信  
35  
号

気候変動の影響

# 勢力を増す台風！

令和6(2024)年10月



近年、台風や大雨による気象災害が毎年のように発生しています。環境省は、栃木県にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を例に、地球温暖化が進行した場合にどのような影響をもたらすことになるのか、スーパーコンピューターを活用して予測しました。

## 令和元年東日本台風の被害

台風が栃木県を直撃した10月12日の日降水量は、県内13地点で観測史上最大値を記録し、県内40河川67箇所が決壊・越水、112箇所の土砂崩れ等、県民の生命や財産に大きな被害が発生しました。



秋山川の堤防決壊  
(佐野市)



田川の氾濫  
(宇都宮市)



車両の浸水  
(宇都宮市)

予測の結果  
温暖化が進行した将来の  
令和元年東日本台風の姿は！



### 勢力 中心気圧が低下

台風がより発達した状態で上陸する可能性が高まる。

予測結果の詳細は  
環境省 HP で



### 雨 降水量が増加

実際に関東地方で記録された雨は、時間あたり85mm(息苦しくなるような、恐怖を感じる雨)だった。予測では30%程度増加するとされ、災害リスクがより高まる。(4℃上昇シナリオ)



### 洪水 河川の最大(ピーク)流量が増加

浸水被害が発生する地域がさらに広がり、浸水経験の少ない地域でも発生する可能性が高まる。(4℃上昇シナリオ)



将来の気候変動影響下で台風が発生した場合  
被災地域が広がる可能性がある

## 気候変動で変化する台風に適応しよう！



気候変動の影響は、すでに起き始めていると言われています。

実際に、「これまで起きなかった場所」で「起きたことのない災害」が発生しています。過去の経験にとらわれることなく、起こりうる「経験したことのない大雨」等から自分たちの身を守るためには、災害が起こることを想定した「事前の備え」が、たいへん重要です。

ハザードマップの確認、マイ・タイムライン(個人の防災行動計画)の作成、避難訓練への参加、防災情報の利活用練習などをしましょう。

マイ・タイムライン の作り方は [こちら](#)



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X  
(旧 Twitter)



湯西川温泉かまくら祭(日光市)

あしかがフラワーパーク・大藤イルミネーション(足利市)



鎌倉山の雲海(茂木町)

# 冬のとちぎ旅

## 宿泊キャンペーン

キャンペーン期間

12月1日(日)～2月14日(金)チェックイン分

ただし、12月28日(土)～1月4日(土)チェックインを除く

栃木県内のホテルや旅館で宿泊し、  
本キャンペーンへご応募いただいたお客様へ  
抽選で、**10万円の宿泊クーポン等**、  
次回のとちぎ旅で使える  
賞品をプレゼント!



城の湯温泉(矢板市)



いちご狩り(栃木県全域)



戦場ヶ原:冬(日光市)

### とちぎに泊まって応募しよう!

#### キャンペーン概要

12月1日(日)～2月14日(金)の期間に栃木県内の  
ホテルや旅館で宿泊し、本キャンペーンへ  
ご応募いただいたお客様へ抽選で、次回の  
とちぎ旅で使える10万円分の宿泊クーポン等をプレゼント!  
※ただし、12月28日(土)～1月4日(土)チェックインを除く  
〈応募期間〉2024年12月1日(日)～2025年2月16日(日)

#### プレゼント内容

- 1等 宿泊クーポン10万円分 ……10名様
  - 2等 宿泊クーポン6万円分 ……15名様
  - 3等 宿泊クーポン3万円分 ……40名様
  - 4等 「地球の歩き方 栃木 2025～2026」 ……60名様
- ※当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

応募方法はコチラ



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

応募の際は必ずキャンペーンHPより応募条件等をご確認ください。

- 専用サイトからのご応募の場合 必要事項を入力の上、応募条件を満たすことが分かる書類(領収書など)を画像データとして添付してご応募ください。
- Instagramからご応募の場合 キャンペーン期間終了後の抽選後に、応募条件を満たすことが書類(領収書など)を提出いただけますので、保管をお願いいたします。

主催 栃木県

お問い合わせ 冬のとちぎ旅事務局 (JTB宇都宮支店内)  
TEL.028-341-2550 営業時間/平日10:00～17:00・年末年始[12月28日(土)～1月5日(日)]を除く

tochigitabi@bsec.jp

# とちぎに泊まって 応募しよう!

## 応募方法

専用応募フォーム又は  
栃木県公式Instagramフォロー&ハッシュタグ投稿で応募

キャンペーン対象期間中、専用応募フォーム又は栃木県公式Instagramアカウント「本物の出会い 栃木」(@kankotochigi)をフォローし、栃木旅行に関する写真にキャンペーンハッシュタグ「#冬のとちぎ旅」をつけて投稿

抽選結果はキャンペーン終了後(2月末頃目安)に該当者宛にご連絡いたします。

## 応募条件

- (1) 日本国内に居住していること
- (2) キャンペーン期間中、  
県内の宿泊施設に1泊以上宿泊したこと
- (3) 1名様あたり1泊 5,000円以上の宿泊であること



新田鹿嶋(宇都宮市)



湯西川温泉ふるさと雪(日光市)



ちよつと川(日光市)



華厳の滝(日光市)

## オススメ体験 & オススメグルメ



ろくろ体験(益子町)



ユーチルアイススキーリゾート(日光市)



佐野ラーメン(佐野市)



とて焼き(那須塩原市)



カクテル(宇都宮市)

詳しくは  
右記  
QRコードへ



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 注意事項

※1宿泊あたり応募は1回限りです。※本キャンペーン申込には専用応募フォームに必要事項を入力の上、応募条件を満たすことが分かる書類(領収書など)を画像データとして添付してご応募ください。  
※Instagramからご応募の場合は、抽選後に、応募条件を満たすことが分かる書類を提出いただけますので、必ず保管をお願いいたします。  
※当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。※当選の権利は本人のものとし、換金・譲渡等はできません。  
※賞品の発送は日本国内に限ります。  
【キャンペーン詳細はHPよりご確認ください。】

## 栃木県内のまつり・イベント情報(12月・1月)



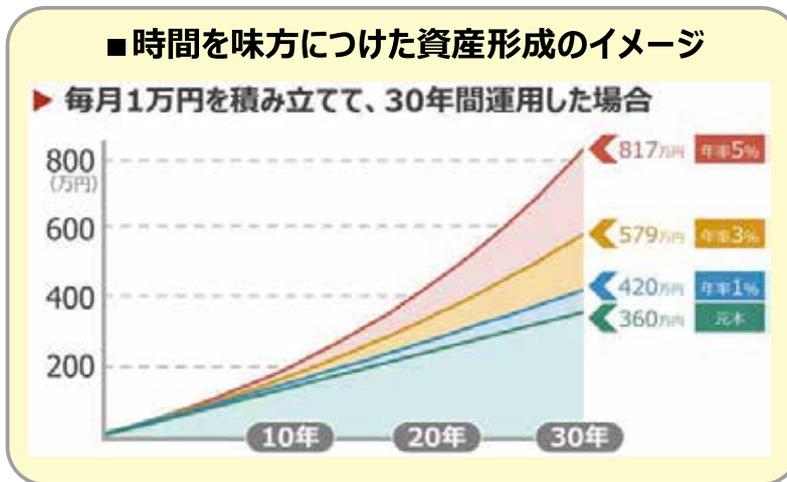
期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
11月23日(土・祝)～2月28日(金)	倉ヶ崎SL花畑イルミネーション	日光市	市内各所	日光市観光協会	0288-22-1525
11月24日(日)～1月3日(金)17:00～21:00	第14回グリムの森イルミネーション	下野市	グリムの森(下野市下古山747)	下野市ウインター活性化推進協議会(代表 有野一夫)	0285-53-1829
11月29日(金)～2月2日(日)	矢板駅前イルミネーション	矢板市	JR矢板駅前広場(矢板市扇町1-1-1)	(一社)矢板市観光協会	0287-47-4252
11月30日(土)～3月2日(日)	若竹の杜 若山農場 - Bamboo Winter Lights 2024 -[宇都宮市]	宇都宮市	若竹の杜 若山農場(宇都宮市宝木本町2018)	若竹の杜 若山農場	028-665-1417
12月1日(日)～2月28日(金)	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション	日光市	わたらせ渓谷鐵道の間藤駅(日光市)～桐生駅(群馬県桐生市)の各駅	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション実行委員会	0277-73-2110
12月1日(日)～2月28日(金)17:00～21:00	まちの駅 新・鹿沼宿 イルミネーション2024	鹿沼市	まちの駅 新・鹿沼宿内芝生広場(鹿沼市仲町1604-1)※屋外	(一社)鹿沼市観光協会(まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
12月7日(土)～2月15日(土)	片岡駅前イルミネーション	矢板市	JR片岡駅前(矢板市片岡2099)	KATAOKA BASE	<a href="https://www.instagram.com/kataoka_base/">https://www.instagram.com/kataoka_base/</a>
12月14日(土)、21日(土)、28日(土)	川治温泉仕掛け花火ショー「流彩花」	日光市	川治温泉街	日光市観光協会	0288-22-1525
12月13日(金)～1月31日(金)	三階御展望室室内特別公開	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 御展望室	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
12月13日(金)～1月31日(金)	日光の風景(四季)の写真展	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
12月20日(金)9:00～	御煤払祭(おすすはらいさい)	日光市	日光東照宮(日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
12月21日(土)8:20～	御供加持(ごくうかじ)・もちつき	日光市	日光山輪王寺本堂(三仏堂)境内(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
12月30日(月)	大鏡餅奉納式	高根沢町	安住神社(高根沢町上高根沢2313)	安住神社	028-675-0357
12月31日(火)	悪口(あくたい)祭り	足利市	大岩山毘沙門天(大岩山多聞院最勝寺)(足利市大岩町570)	大岩山毘沙門天(大岩山多聞院最勝寺)	0284-21-8885
12月31日(火)16:30～	除夜祭(日光東照宮)	日光市	日光東照宮(日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
12月31日(火)17:00～	除夜祭(日光二荒山神社)	日光市	日光二荒山神社(日光市山内2307)	日光二荒山神社	0288-54-0535
12月31日(火)23:45～	採(さい)灯(とう)大護摩(だいごま)供(く)	日光市	日光山輪王寺(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
12月31日(火)24:00～(約1時間)	除夜の鐘	日光市	日光山輪王寺境内・鐘楼(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
1月1日(水)～	鑲阿寺 大護摩修行	足利市	足利氏宅跡 鑲阿寺	鑲阿寺	0284-41-2627
1月3日(金)	発光路の強飯式	鹿沼市	発光路公民館(郷土文化保存伝習館)(鹿沼市上粕尾740)	(一社)鹿沼市観光協会	0289-60-2507
1月3日(金)0:00～14:00	外山毘沙門天縁日	日光市	外山毘沙門天堂(外山山頂)	日光山輪王寺	0288-54-0531

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

## ライフプランコラム「いま、できる、こと」

### 時間を味方につけた資産形成／ “嘘のような本当”と“本当のような嘘”

最近、自治体や企業の職場にお邪魔して資産形成のことをお話しする際、私は、以下のグラフを“投資の三大原則”を説明するための前振りとして使っています。今回はそんな前振りをどんな流れで説明しているのか、ご紹介しましょう。



このグラフを見ながら「毎月1万円ずつ、30年間積立投資を続けると、利回りが年率0%で360万、年率1%で420万、年率3%や5%だと500万や800万以上になります」と私が説明すると、参加者の皆さんは怪訝な顔をします。なぜなら、その前段で私自身が「われわれ現役世代は低金利時代に生きている！」と力説しているからです。「おまえ、言ってることがちゃうやろ～(怒)」と、当然の反応ですね。そして、私はそんな反応を確認しながら、「実はこのグラフには、“嘘のような本当”と“本当のような嘘”があるんです」と謎めいた言葉を続けます。

まず、“嘘のような本当”として紹介するのが、2001年にスタートした企業型確定

拠出年金※1（以下、「企業型DC」と言います）の加入者運用利回りです。具体的には、制度開始以来の通算運用利回りが平均で年率8.44%（2024年3月末時点）※2。そして、これはITバブル崩壊やリーマンショック、コロナショックとい

った世界的なマーケット下落局面も乗り越えて実現している利回りになります。また、企業型DC加入者には、お勤め先の制度導入を機に、投資と付き合い始めた初心者もたくさんいます。つまり、年率3%や5%の利回りは、低金利時代の投資初心者だとしても、実現不可能な水準ではない、ということ。

つぎに、“本当のような嘘”としては、「グラフのように右肩上がりに直線っぽく資産が増えていく訳ではない」と正直に申し上げます。さらに「投資信託等の値動きのある金融商品で資産形成を行うと、上がったりがったりしながら資産が積み上がる、というのが正確なイメージ」と補足します。最後に「上がったりがったりすること、言い換えれば、値動きにブレがあること、このことを金融の世界では“リスク”と呼んでいます。時間を味方につけた資産形成を続けるには、この“リスク”をコントロールする、つまり、値動きのブレを抑えることが大切であり、そのためのコツがいわゆる“投資の三大原則”（長期・積立・分散）なのです！」と締めくくります（何とか繋がりましたね。ホッとしました(笑)）。

※1 企業型確定拠出年金は、企業が拠出する掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度

※2 格付投資情報センター「年金情報 No.946 (2024/7/1)」

～栃木県立美術館からのお知らせ～

# Katsushiro Sōhō

## 勝城蒼鳳



開館時間: 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日: 月曜日(2/24月)は開館、2/25(火)  
観覧料: 一般 1,200(1,000)円 / 大高生 600(500)円 / 中学生以下無料 ( )内は20名以上の団体料金  
主催: 栃木県立美術館、下野新聞社 助成: 芸術文化振興基金 後援: 朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFMミヤラジ、NHK宇都宮放送局、  
株式会社エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

よむ あむ うつす — 人間国宝に訊く竹の道

栃木県立美術館  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

2025.1.18<sub>[sat]</sub> — 3.23<sub>[sun]</sub>

勝城蒼鳳《平割拵摺漆花籃 陽炎顔映》(部分) 2015年 個人蔵





# 線空韻 感明創

座右の銘「線空韻感明創」

- 1 《菱花紋千集編花籃 陽繪》1989年 那須野が原博物館蔵
- 2 《菱割千筋拭漆花籃 華時雨》1996年 個人蔵
- 3 《根曲竹編盛蓋 暁然》2016年 国立工芸館蔵 撮影：野村知也
- 4 《波千鳥編盛蓋 深流》1983年 国立工芸館蔵
- 5 《根曲竹白雨編花籃 竹林》1991年 那須野が原博物館蔵
- 6 《千筋捻漆花籃 漣》2002年 栃木県立美術館蔵 撮影：大谷一郎



本展は、2023年1月に逝去した竹工芸家、勝城蒼鳳（かつしろ そうほう 1934-2023）を追悼する展覧会です。栃木県那須郡高林村（現・那須塩原市）に生まれた勝城は、自らが目にした自然の景色を伸びやかで力強い唯一無二の竹の造形へと昇華させ、2005年、重要無形文化財「竹工芸」保持者（通称「人間国宝」）に認定されました。自然から受けた感動を「俳句」に詠み、極限まで抽象化し、そのイメージにあわせて新たな技法をも生み出しながら造形化する勝城は、まさに竹の“アーティスト”と言えるでしょう。また、「本は栄養」と語った勝城の蔵書は、古今東西の美術はもちろん、建築、文学、哲学、物理、天文と幅広く、その探究心が創作の原動力となっていました。本展では勝城の名品約60件とともに、作品を読み解くヒントとなる俳句や、蔵書に書き留められた言葉、座右の銘等もあわせて紹介し、初期から晩年までの歩みをたどります。創造の源泉に触れながら、勝城が紡ぎ出す豊穡なる竹の世界をお楽しみください。

【関連イベント】 \* 各イベントとも当日の企画展観覧券が必要です。

**A. 担当学芸員によるギャラリー・トーク \* 事前申込不要**

日時：1月18日（土）午後3時30分～ 集合場所：企画展示室入口  
2月2日（日）、3月2日（日）、3月16日（日） 各回とも午後2時～（1時間程度）

**B. ワークショップ 「未来への橋渡し——竹の箸を作る」**

日時：3月9日（日） 第1回：午前10時～12時 / 第2回：午後2時～4時  
会場：当館集会室  
講師：藤沼昇氏（重要無形文化財「竹工芸」保持者）  
内容：栃木県の文化資源である竹を用い、藤沼昇氏の指導のもと竹の箸を作ります。  
対象：18歳以上 定員：各回10名 費用：3,000円（材料費・刃物代・保険代）  
\*オンラインによる事前申込・先着順（受付開始日：1月18日（土）午後9時～）



【午前】

【午後】

**C. ミニワークショップ×作品鑑賞「みて、さわって！竹工芸ってどんなもの？」**

日時：2月9日（日）午後2時～3時30分  
会場：当館集会室、企画展示室  
講師：企画展担当学芸員  
内容：竹の豆知識を知り、動画を見ながら基本的な編組技法「四つ目編み」に挑戦！その後、企画展にて竹工芸作品を学芸員と一緒に鑑賞します。  
対象：小学生とその保護者  
定員：10組  
\*オンラインによる事前申込・先着順（受付開始日：1月11日（土）午後9時～）



コレクション展 IV | 明治・大正の絵画 1月18日（土）～3月23日（日）

【宇都宮美術館のご案内】 \* 詳細は宇都宮美術館へお問い合わせください。TEL.028-643-0100  
第6回 宇都宮美術の現在展 2月16日（日）～4月6日（日）

よむあむうつす  
勝城蒼鳳  
人間国宝に訊く竹の道



【交通案内】

- 電車・バス
    - ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
    - ・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて約15分「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分
  - 自家用車
    - ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
    - ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分
- \* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

**栃木県立美術館**  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7  
TEL.028-621-3566  
<https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



12月28日(土)～1月5日(日)まで、年末年始休業とさせていただきます。  
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い致します。

### 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

#### ＜登録方法のご案内＞

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

\*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

\*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力  
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

### 【協会の皆様へ】 ー許可証の変更等についてー

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

### ー編集後記ー

秋らしい秋を感じないまま、朝晩すっかり寒くなり、一気に冬がやってきました。もう12月、師走です。本当に月日のたつのは早いもので、年を重ねるたびにその速さを実感します。

今年は何があったのかなと思いたすと、やっぱり能登半島の地震、そして水害が印象に残っており、一日も早い復興をお祈りするばかりです。そして、日本勢が活躍したパリオリンピックが印象に残ります。金メダルの数で、米国、中国に次ぐ、20個と三番目の成績でした。特にお家芸となりつつあるレスリング、柔道、体操、強化の成果が著しいフェンシング、新スポーツのスケートボード、ブレイキンなどハラハラ、ドキドキ、スポーツのすばらしさを堪能しました。加えて、大谷選手の50-50、ドジャースの優勝、MVP受賞でしょうか。

最後に総選挙、与党が過半数を割り、来年はトランプ大統領とどう渡り合うのか、ちょっと心配な石破内閣です。

### ー事務局だよりー

☆ 11月8日(金)

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、埼玉県さいたま市のパレスホテル大宮において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 11月13日(水)

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 11月19日(火)

環境学習出前授業が、真岡市立亀山小学校において開催され、福田青年部長をはじめ15名の青年部員が参加しました。